

第1期中期計画を終了して

理事 石塚 和裕

2001年に独立行政法人として再出発した森林総合研究所も5年の第1期中期目標期間を終了し、今年第2期に入ることとなりました。

「独立行政法人」とは、言うまでもなく、中央省庁等改革の推進によって、独立行政法人通則法の成立（平成11年7月）を期に具体化したものです。この法人化は、国から独立させてこれまでの業務をより柔軟に、しかも質の高いサービスを提供し、国による事前チェックを廃して自発的な効率化や質の向上を図る等のインセンティブアップがねらいとされています。独法では、新たな会計基準のもとで「渡し切りの交付金」として必要な経費を弾力的・効果的に運用でき、内部の組織や人員について法人の自主性が認められています。また、中期目標を主務大臣が定め、この目標を達成するための中期計画及び年度計画を独立行政法人が作成する仕組みとなり、独立行政法人評価委員会による事後評価を取り入れるとともに、透明性を確保する観点から業務運営の結果等を公表することが義務付けられました。



森林総合研究所では、新たな体制のもとでさまざまな内部改善を行ってきました。研究戦略会議の設置、競争的資金獲得への体制強化、研究職員に対するインセンティブの付与、研究課題・業務運営・研究業績に関する評価システムの導入、内部組織のフラット化、公立試験研究機関・大学・民間との連携強化、インターネットURLによる研究成果や運営情報の積極的公表、本支所一体となった会計システムの導入、所内LANの活用などです。

その結果として、競争的研究資金の獲得をもとに、生物多様性及び生態系の保全、水土保持・崩壊防止、森林によるCO₂固定能力の評価と温暖化防止、森林のセラピー機能、木質廃材の再利用とVOC対策、木材乾燥と国産材利用技術、樹木のゲノム解析ほかさまざまな研究成果を得ました。そしてこれらの成果は、貴重な生態系の保全、山地災害防止事業、病虫獣害対策、森林吸収源計測・活用体制整備事業、森林セラピー基地の認定、新生産システムの構築等の行政施策に、またバイオマスの多角的利用や革新的高速乾燥技術による国産材利用技術の開発として産業の活性化につながっています。

森林総合研究所としては、独法システムによる点検・評価を経て第2期中期目標・計画の開始を迎えました。これからの5年、大変厳しい行政改革の時期を迎えています。独立行政法人としての業務内容を自ら点検し、自ら改善を図るという努力を行って、研究成果の提供という国民へのサービスの質的向上を図って参りたいと考えています。